



# 令和5年度南陽市第3子以降学校給食費無料化

## 助成金の申請が始まります

申請受付期間：令和5年9月1日（金）～12月22日（金）

制度の概要	市の少子化対策の一環として、多子家庭の負担軽減を図ることを目的に、市内小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の学校給食費を所得に応じて助成します
助成対象者	市内小中学校に在籍する第3子以降児童生徒の保護者 ※令和6年3月1日現在で南陽市に住所があること
助成金支払時期	令和6年4月下旬 口座へ振込み ※申請書の審査・交付決定通知後に、請求書の提出を受けてから助成金を交付
助成内容	<p>○市内小中学校在籍の第3子以降児童生徒の学校給食費 1食の単価：小学校 266 円、中学校 322 円 給食実回数：年間約 200 回</p> <p>○保護者（父母）の市民税所得割課税額の合算額と助成率</p> <p style="text-align: center;">＜ 助成額 = 1食の単価 × 給食実回数 × 助成率 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 非課税 又は 121,000 円未満 100%</li><li>◆ 121,000 円～169,000 円未満 50%</li><li>◆ 169,000 円～<u>257,000 円</u>未満 25%</li></ul> <p style="text-align: center;"><u>今年度から対象範囲が拡充しています</u> ～<u>257,000 円</u>未満に変更 ※昨年度：～213,000 円未満</p> <p>※1 「市民税所得割課税額」の確認は、令和5年度市県民税通知書等の「税額・市民税」欄の「所得割額」をご覧ください。非課税の場合は「均等割額」も含まれます</p> <p>※2 保護者（父母）が被扶養者である等、同一世帯に別に家計の主宰者がいる場合は、その方の市民税課税額を加算しての判定となります</p> <p>※3 市就学援助費（準要保護）、特別支援教育就学奨励費を受けている方は、給食費補助分が助成金から減額となります</p> <p>※4 生活保護世帯の方は対象外となります</p>



<p>申 請 方 法</p>	<p>○<u>備え付けの所定申請書及び同意書に記入のうえ、 管理課窓口へ提出（郵送可）</u> 市のホームページから申請書のダウンロードができます</p> <p>※<u>世帯状況により別途書類提出が必要です</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別世帯のお子さんがいる場合 婚姻等による別世帯：別世帯の子の戸籍抄本 就職、進学等による転居：別世帯の子の本籍地記載の住民票抄本</li> <li>・生計を一にしている単身赴任等により別住所になっている保護者がいる場合は住民票抄本、市外住所の場合は住民税所得割課税額通知書の写しをご提出ください</li> </ul> <p><u>ただし、上記とは異なる書類が必要となる場合がありますので、 事前にお問い合わせください</u></p>
<p>問 合 せ 先</p>	<p>南陽市役所 4階 教育委員会 管理課 〒999-2292 南陽市三間通 436 番地の 1 直通 TEL0238-40-8449</p> <p>※平日 8:30～12:00、13:00～17:15 まで受付しております ※<u>各学校では受付できませんのでご注意ください</u></p>

**令和4年度申請された方へ**

**昨年度申請していただいた方も、本年度分の申請が必要となりますので、お忘れのないよう  
にお願いいたします。**

